

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年7月4日付けで行った公文書開示決定は妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- （1） 審査請求人は、令和6年6月20日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「埼玉県スマート自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約の改正、改定等の決裁の一切にかかる決裁文書の一切」と記載した公文書開示請求書を提出し、該当する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2） これに対し実施機関は、「埼玉県電子自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約」の改正案に対する意見等について（照会）（令和3年11月5日決裁）、令和3年度第4回電子申請専門部会の開催について（通知）（令和3年11月15日決裁）、令和3年度第4回電子申請専門部会の審議結果について（報告）（令和3年11月26日決裁）、令和5年度埼玉県市町村電子申請サービス提供業務委託における協定書案及び利用規約改正案について（照会）（令和5年1月18日決裁）、令和4年度第5回電子申請専門部会の開催について（通知）（令和5年2月17日決裁）及び令和4年度第5回電子申請専門部会の審議結果について（報告）（令和5年3月3日決裁）の6つの公文書を対象文書として特定し、公文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。その後、実施機関は、同通知の名宛人の記載に誤りがあったことから、直ちに宛名を修正した通知書を改めて作成し、審査請求人宛てに発送した。

- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、令和6年7月16日付けで、追加で公文書が特定され開示されることを求めるとともに、名宛人として代表者たる個人だけを記載した通知書が当初送付されたことについて、それが違法・不当である旨を宣言する裁決を求めて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和6年10月21日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和6年12月17日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

「追加で公文書が特定され、開示されること」及び「名宛人が代表者たる個人である通知書のみが当初送付されたことに係る違法・不当である旨の宣言のされること」という結果がもたらされる裁決が行われることを求める。

(2) 審査請求の理由

本件開示請求において、行政文書特定のための文言として記載した「埼玉県スマート自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約の改正、改定等の決裁の一切にかかる決裁文書の一切」における「改正等」について、列举に漏れが生じる可能性があるため、綿密に、精査がされるべきである。

また、本件開示請求に関し、名宛人が代表者たる個人である通知書のみが当初送付された。個人とする特段の事情も見当たらない以上、このことは違法又は不当であることは明らかである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

公文書開示請求内容の「埼玉県スマート自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約の改正、改定等の決裁の一切にかかる決裁文書の一切」とは、当

該利用規約改正に伴う一連の事務処理にかかる決裁文書と解される。ここで一連の事務処理とは、埼玉県が当該利用規約の改正案を作成し、埼玉県スマート自治体推進会議電子申請専門部会員（以下「電子申請専門部会員」という。）に意見を照会し、意見を踏まえ埼玉県スマート自治体推進会議電子申請専門部会（以下「電子申請専門部会」という。）にて議決を諮り、審議結果を報告するまでを指す。

当該利用規約は、公文書開示請求のあった令和6年6月20日時点で二度改正されている。そのため、二度の改正に伴う一連の事務処理に係る決裁文書を全部開示している。本件処分の対象となった公文書以外に、開示の対象となる公文書が存在しないため、審査請求人の「追加で公文書が特定され、開示されること」の主張には理由がない。

また、団体の代表者として行われた本件開示請求に対する決定通知の宛名について、代表者である個人の名前のみ記載し、決定通知書を送付したことは認める。しかし、処分庁は、当該決定通知書を誤りと認識し、宛名を変更した通知書を直ちに送付する対応を行っている。したがって、審査請求人の「名宛人が代表者たる個人である通知書のみが当初送付されたことに係る違法・不当である旨の宣言をされること」の求めについては、審査請求の利益がない。

以上から、本件審査請求を棄却又は却下するとの裁決を求める。

5 審査会の判断

（１） 本件処分について

審査請求人は、公文書が追加で特定され、開示されることを求めるとともに、公文書開示決定通知書の宛名の記載に誤りがあったことを理由に違法又は不当の宣言をする裁決を求めているので、以下、それぞれの主張について検討する。

（２） 公文書の追加の特定及び開示について

審査請求人は、公文書の特定において漏れが生じている可能性があるため、綿密に、精査がされるべきである旨、主張する。

この点について、実施機関は次のように説明する。

本件開示請求に対し、対象文書として、当該利用規約改正に伴う一連の事務処理

に関わる決裁文書を特定したものであるが、当該利用規約改正は、①埼玉県が作成した当該利用規約の改正案について電子申請専門部会員に意見を求めること、②電子申請専門部会員から集まった意見を踏まえ電子申請専門部会で議決を諮ること、③審議結果を電子申請専門部会に報告するという３段階の事務を経て行われる。本件開示請求においては、３段階全ての決裁文書が開示請求の対象と解され、請求時点においては２回の改正があったことから、計６種の決裁文書を開示請求の対象となる公文書として特定したものである。

以上のような実施機関の説明に不自然な点はなく、むしろ合理的な説明と認められる。したがって、審査請求人の主張は認められない。

(３) 公文書開示決定通知における宛名の誤記について

実施機関は、当初、名宛人として開示請求書に記載された団体名ではなく、団体の代表者である個人名を記載した開示決定通知書を送付したものの、その後、直ちに当初の団体の代表者である個人名に加え、団体名を記載した開示決定通知書を送付している。

このような事情を踏まえると、当初の開示決定通知書にみられた名宛人の誤記は軽微であり、しかも短期間のうちに適切に是正がされていることを指摘できるから、審査請求人の主張は認められない。

(４) 結論

以上のことから、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

年 月 日	内 容
令和6年10月21日	諮問(諮問第380号)を受け、弁明書の写しを受理
令和6年12月17日	実施機関から意見聴取及び審議(第三部会第186回審査会)
令和7年 1月28日	審議(第三部会第187回審査会)
令和7年 3月 4日	審議(第三部会第188回審査会)
令和7年 3月26日	答申